

## 意見カードおよびそれに対する回答について

## 【河野委員】

## ●全体的に対する意見

1. 趣旨・解釈・運用に関し、書きかたの統一をお願いしたい。

現在の素案・・・趣旨⇒ここでは～、第2項では～

解釈&運用⇒(第1項)、(第2項)

私的希望は、現在の素案における解釈・運用の書きかたで統一をお願いしたい。

2. 1に記載した書きかたの統一が無理な場合でも、趣旨の書きかたを再校願いたい。

ここでは～と記載があるが、これは条文全体に対する解釈であると受け取れる。

解釈・運用で、第1項の項目があるのであれば、趣旨においても「ここでは～」と「第1項では～」と明確に区別して記載するのがいいのではないか？

→後述の個別の部分など「ここでは」⇒「第1項では」というように修正している。

3. 全体的に、まだ見づらいです。

一案としての提案ですが、趣旨・解釈・運用も箱の中に入れて、薄い色の背景をつけてはどうでしょうか？その方が見やすいと思います。

(ex. P.5←趣旨の内容は、訂正をお願いしたいです)

【趣旨】・・・条文をなぜ制定したかを説明している文章です。

【解釈】・・・条文の意味・内容を具体的に説明しています。

【運用】・・・条文を活用した条例や制度などを具体的に説明しています。

条文と区別するため、角なしの箱を提案します。

→資料1-1のとおり修正。趣旨は「条文をなぜ本条例に取り入れたかを説明している」とした。

4. 各々の説明文において、改行を適宜使用してほしい。また、項が変わる際は行間を取られたほうが、よりみやすい文書になるかと思えます。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

## ●次ページからは、個別事案に指摘・改善要求をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

## 【P. 1 最下段※2内】

(現在)～自ら処理することで、詳しくは、第1条に定めています。

(修正案)～自ら処理すること。詳しくは、第1条に定めています。

⇒「で」という接続詞を使う必要がないと思う。

→標記のとおり修正。

## 【P. 3 3(1)基本理念、P. 15第3条第1号、P. 47第34条第1項】

(現在) 3(1)・・・安全かつ安心、第3条および第34条・・・安全に安心

(修正案) すべて統一するのであれば、安心で安全

⇒「に」という接続詞は、場所を表すものを使用することが多いため。

安全・・・科学的・数値的に示すことが出来るもの。

安心・・・各個人の心情。

安全であるが、不安に思うこともある。また、安全に安心をすることは、危険事項に対し備えを怠る傾向にあるため、適切な使用法ではないように思う。

一事務局や市内WGでも意見が分かれたところ。現状はそのまま。

【P. 8 前文】

1. 枠内3～4行目

(現在) 巢山古墳や百済寺

(修正案) 国の特別史跡である巢山古墳や国の重要文化財である百済寺

⇒なぜ、巢山古墳と百済寺が挙げられているのか、分からない人が大半であろうため。

一標記のとおり修正。

2. 【解釈】

(現在) 『』と「」が使用されている。

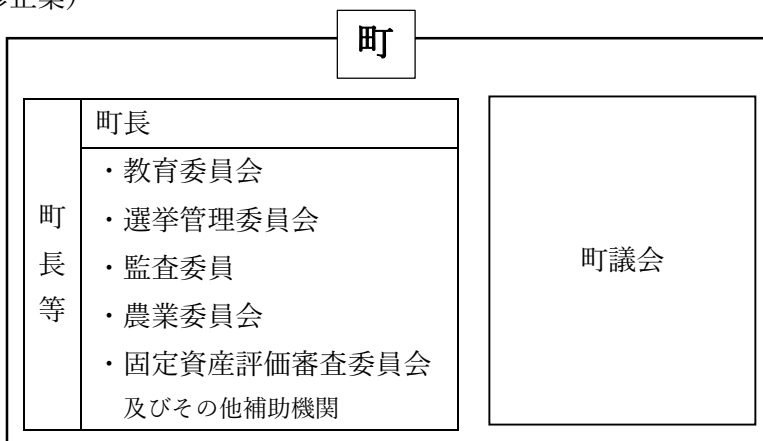
(修正案) 『』に統一。『』を1つの段落と捉え、行間をあけてほしい。

一標記のとおり修正。

【P. 12 図2】

(現在) 図からは、町と町議会が同等の扱いである印象を受ける。

(修正案)



これに関しては、私的解釈です。私のなかではこのように解釈しています。

もし、解釈が間違っているようであれば、ご指摘お願いいたします。

一標記のとおり修正。

【P. 18 趣旨1行目】

(現在) ～定めています。憲法で保障～

(修正案) ～定めています。

第1項では、憲法で保障～

一標記のとおり修正。

【P. 19 趣旨1行目】

(現在) ～対になっています。町民は、町政や～

(修正案) ～対になっています。

第1項では、町民が町政や～

一標記のとおり修正。

【P. 20 趣旨1行目】

左記3か所については、当意見書1ページにて記載した、条文全体の説明か各項の説明かを明確にして欲しいと思える箇所を列挙しました。

また、条文全体と項の説明をはっきりさせるため、改行もお願いしたい。

ご検討のほど、よろしく願いいたします。

(現在) ～定めています。子どもは、将来の～

(修正案) ～定めています。

第1項では、子どもは将来の～

一標記のとおり修正。

【P. 27 図4内】

(現在) 2) の下にある紫の曲線矢印の意味が不明。

(修正案) 矢印が意味あるものであれば、その注釈をお願いしたい。

別になくてもよいのであれば、消去をお願いしたい。

一標記のとおり修正。

【P. 33 解釈】

(修正案) 第●項で改行をお願いしたい。

一標記のとおり修正。

【P. 35 5行目】

(現在) 【趣旨】

(修正案) 【解釈】の間違いではありませんか？

一標記のとおり修正。

【P. 40 第24条第2項条文】

(現在) 町長は、個別計画を策定するときは、総合計画と～

(修正案) 町長は、個別計画を策定するとき、総合計画と～

⇒一文内に、「は」が連続して使用されることは読みにくさと違和感に繋がるため。

一法制上の表記で「は」が必要であるため、そのまま。

【P. 41 第25条趣旨内6～7行目】

(現在) 第1項に定めているとおり、常に行政内部において部署間、職員間の調整を図っていかなければなりません。

(修正案) 第1項にて、常に行政内部において部署間、職員間の調整を図っていかなければならないことを定めています。

⇒この趣旨記載分のみ、他と書きかたが異なっていたので、揃えるように修正願います。

一解釈とし、「第1項」を除いて、「常に行政内部において部署間、職員間の調整を図っていかなければなりません」と修正。

【P. 44 法令遵守及び公益通報】

(提案) 公益通報の説明が欲しい。

一別冊のとおり注釈を加筆。

【P. 47 解釈内】

(現在) 民生委員児童委員協議会

(修正案) 民生委員・児童委員協議会

⇒民生児童委員から頂戴したことある文書では、修正案のようになっていたため記載しました。

一標記のとおり修正。

【P. 48 趣旨17行目以降】

(修正案) 17行目以降ほぼ条文そのままの転記なので不要。

第3項に書かれている(上記以外のこととして記載ある内容や、個別条例成立には町議会での審議、議決が必要な件)ことは、**【解釈】のほうに書かれているほうが、自然な内容**であると考えます。

一資料1-1のとおり削除。第3項の必要な事項については、解釈へ移動。

【P. 50 運用】

(修正案) 讃岐神社や行事のことは記載があるが、前文に記載しているにも関わらず、古墳や百済寺の記載がないのは不自然。追記をお願いしたい。

一別冊のとおり巢山古墳(馬見丘陵古墳群)と百済寺について加筆。

【P. 51 条文のすぐ下】

(現在) 条文のすぐ下に文章がある。

(修正案) **【趣旨】の記載**が抜けているのではないか。

一標記のとおり修正。

【藤田委員】

前文について「新旧のまちづくりの融合」との文言は、大変良い表現だと思います。

また、**【解釈】**の中でも、お互いに受け入れてきた寛容さが、現在の広陵町を形作っているのだと伝わる内容になっていると思います。

最後の段落で、「これからは、人材を**発掘**・集約し・・・」にした方が良いと思います。

埋もれた人材の発掘も重要な課題であると考えます。

一標記のとおり修正。

【森田委員】

※意見提出が土曜日であったため、資料1-1 逐条解説書 ver.3に反映されていません。

1. 前文 「私たちのまち」を挿入 「**私たちのまち**広陵町は、・・・
2. 「一方で社会構造及び・・・、自治の在り方が問われています。」  
……→ もう少しこの条例の作る必要性として内容が充実できないか要検討!
3. 「これまでの行政主導から」→「これまでの行政主体の町政運営から」に修正する  
共同のまちづくりを進める意思から概ね、復活、イキとするのがよい!
4. 「輝く未来に向かって」……美辞麗句は不要、トル
5. 第13条 見出し 「住民自治のあり方、定義」→「住民自治のあり方、定義」  
在り方が条文にあるのか?
6. 同条第二項・・・主体は、・・・主体を指す。・・・おかしい  
前回意見のとおりです。修正してください。